|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | コンビ則条項 | 基　準　及　び　検　査　結　果 | 検査方法 | 判　定 | 備　考 |
|  | 第5条第1項第1号【境界線】【警戒標】 | １ 事業所の境界線（ ）に異常がない。２ 事業所の出入口付近の警戒標に異常がない。３ 製造施設の周囲の警戒標に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視図面 | 適・否該当なし |  |
| 燃 | 第5条第1項第2号【可燃性ガス製造施設の保安距離】※緊急遮断装置でブロックされている場合その区分ごと | 可燃性ガスの製造施設は，その処理設備，貯蔵設備（処理能力52,500 Nm３/日以下のポンプ，圧縮機，凝縮器，気化器及び専ら受け入れ，送り出しの設備を除く。）の外面から，最短距離にある保安物件に対し規定以上の距離が確保されている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 設備区分 | 法定（下記のうち最大距離） | 実　　際 |
|  | 製造施設 | 50ｍ0.480(KW)1/3＝ 　　 　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　　 m |
|  | 可燃性ガス低温貯槽 | 50ｍ0.480(KW)1/3＝　　 　 m第1種設備距離＝　 　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　　 m |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ブロック名 | ガス名 | 法定距離 | 実 際 |
|  |  |  　　　　　ｍ | (　　　　　　　　　)から　　　　　　ｍ |
|  |  | 　　　　　ｍ | (　　　　　　　　　)から　　　　　　ｍ |

○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面記録 | 適・否該当なし |  |
| 燃 | 第5条第1項 第3号【可燃性ガス製造施設の保安距離の読み替え】※緊急遮断装置でブロックされている場合その区分ごと | 次の可燃性ガスの製造施設は，その処理設備，貯蔵設備の外面から，保安物件等に対し，規定以上の距離が確保されている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 設備区分 | 法定距離 | 実　際 |
|  | 既設製造施設（防護壁有） | 50ｍ 0.290(KW)1/3＝　　　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　　 m |
|  | 新設製造施設 | 50ｍ0,576(KW)1/3＝　　　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　　 m |
|  | 新設貯槽（防護壁有） | 50ｍ0.348(KW)1/3＝　　　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　　 m |
|  | 埋設可燃性液化ガス貯槽 | LNG | 50ｍ0.177(KW)1/3＝　　　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　　 m |
| LPG | 50ｍ0.240(KW)1/3＝　　　 m | (　　　　　　　　　)から　　　　　　 m |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ブロック名 | ガス名 | 法定距離 | 実　際 |
|  |  |  ｍ | (　　　　　　　　　)から　　　　　 ｍ |
|  |  |  ｍ | (　　　　　　　　　)から　　　　　 ｍ |

○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面記録 | 適・否該当なし |  |
| 毒 | 第5条第1項 第4号【毒性ガスの製造施設の保安距離】 | １ 製造施設（２のガス設備，容器置場及び大臣規定施設を除く。）の外面から事業所の境界まで，20ｍ以上の距離が確保されている。　　　　　　　　　　　実際：　　　　　ｍ２ ガス設備の外面（配管を除く。）から保安物件（　　　　　）まで，規定以上の距離が確保されている。ガ ス 名（　　　　　　　）設備名（　　　　　　　　） 法定距離：Ｌ＝　　　　　ｍ　実際：　　　　　ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第5号【その他のガスの製造施設の保安距離】 | 貯槽設備，処理設備（周期律表零族の不活性ガス，その他の不活性ガス及び空気で貯蔵能力52,500kg未満，処理能力52,500ｍ3未満の設備，保安用不活性ガスで貯蔵能力210,000kg，処理能力210,000ｍ3未満の施設，専ら受け入れ・送り出しのための設備を除く。）の外面から保安物件（　　　　　）まで50ｍ以上の距離が確保されている。　　　　設備名（　　　　　　）　　実際：　　　　　ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第6号【その他の設備からの保安距離】 | １ 下記の設備の外面から第一種保安物件（　　　　），第二種保安物件（　　　　　）まで，規定以上の距離が確保されている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 設備の区分 | 法定距離 | 実　際 |
|  | ２号で除外された可燃性ガスの処理設備 | Ｌ(　)= 　 mＬ(　)= 　 m | 　 　　 m　 　　 m |
|  | ４号で除外された毒性ガスの配管に係る貯蔵，処理設備 | Ｌ(　)= 　 mＬ(　)= 　 m |  　　　 m　 　　 m |
|  | ５号で除外されたＨｅ,Ｎｅ,Ａｒ,Ｋｒ,Ｘｅ,Ｒｎの貯蔵，処理設備 | Ｌ(　)= 　 mＬ(　)= 　 m | 　 　　 m　 　　 m |
|  | Ｎ２，ＣＯ２，ﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝの貯蔵，処理設備で能力が規定未満のもの | Ｌ(　)= 　 mＬ(　)= 　 m |  　　　 m　 　　 m |
|  | 保安用不活性ガスの貯蔵，処理設備で能力が規定未満のもの | Ｌ(　)= 　 mＬ(　)= 　 m | 　 　　 m　 　　 m |
|  | 空気の貯蔵，処理設備で能力が規定未満のもの | Ｌ(　)= 　 mＬ(　)= 　 m | 　 　　 m　 　　 m |
|  | 可燃性・毒性以外のガスを送り出し，受け入れるための処理設備 | Ｌ(　)= 　 mＬ(　)= 　 m |  　　　 m　 　　 m |

○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第7号【保安のための　宿直施設までの　 保安距離】 | 製造施設は，その貯蔵設備，処理設備から保安のための宿直施設（当該事業所内のものを除く。）に対し，規定以上の距離が確保されている。対象事業所（　　　　　　） 法定距離：Ｌ（　）＝　　　　ｍ　実際：　　　　　ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面記録 | 適・否該当なし |  |
| 燃毒 | 第5条第1項 第8号【事業所境界線　までの距離】 | １ 製造設備（可燃性ガス，毒性ガス以外の製造設備を除く。）の外面から隣接事業所（　　　　　　　）に係る当該製造事業所境界線に対し，20ｍ以上の距離が確保されている。実際：　　　　　ｍ２ 20ｍに満たない場合,次のいずれかの条件を満足している。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | 除 外 さ れ る 条 件 |
|  | 燃焼熱量が14.2 ＧＪ以上の貯蔵設備，処理設備以外の可燃性ガスの製造設備 |
|  | 専ら受け入れ，送り出しのための設備で，保安物件等までの距離が一般則又は液石則の規定以上の距離を有するもの |
|  | 隣接事業所との保安管理が一体的に行われ，その高圧ガス設備に対し，30ｍ以上の距離を有する設備 |

○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第9号【保安区画】 | １ 通路，空地等により区画されている区域であって高圧ガス設備が設置されているものは，保安区画に区分されている。保安区画数： 区画２ 保安区画の面積は20,000ｍ2以下である。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視図面記録 | 適・否該当なし |  |
| 燃 | 第5条第1項 第10号【保安区画内の 高圧ガス設備】 | 保安区画内の高圧ガス設備（配管を除き，当該高圧ガス設備と同一の製造施設に属する可燃性ガスのガス設備を含む。）は，次のとおり，基準に適合するものである。(1)保安区画の外面から，隣接する保安区画内の高圧ガス設備に対し，30ｍ以上の距離　　　　　　　実際：　　　　　ｍ(2)燃焼熱量の数値は，2.5 ＴＪ以下 　実際：　　　　　ＴＪ○ 前回からの変更　あり・なし | 測定図面目視記録確認記録 | 適・否該当なし |  |
| 燃 | 第5条第1項 第11号【設備間距離】 | 特定液化石油ガスを除く可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（他の高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。）は，当該製造設備以外の次の設備（導配管を除く。）に対し，規定以上の距離が確保されている。(1)可燃性ガスの高圧ガス設備に対し５ｍ以上　実際：　　　　　ｍ(2)酸素の高圧ガス設備に対し10ｍ以上　　　　実際：　　　　　ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面記録 | 適・否該当なし |  |
| 燃 | 第5条第1項 第12号【可燃性ガス貯槽の高圧ガス設備に対する距離】 | 可燃性ガスの貯槽（燃焼熱量が50.2 ＧＪ以上となる貯蔵能力を有するもの）は，次の設備に対し，30ｍ以上の距離が確保されている。(1)燃焼熱量が50.2 ＧＪ以上となる高圧ガス設備 実際：　　　　　ｍ(2)処理能力が200,000 ｍ3以上の圧縮機（当該貯槽の冷却のために用いるものを除く。）　　　　　　　　　　　　　　実際：　　　　　ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面記録 | 適・否該当なし |  |
| 燃 | 第5条第1項 第13号【設備間距離】 | １ 可燃性ガスの貯槽（貯蔵能力が300ｍ3又は３ｔ以上のものに限る。）は，その外面から他の可燃性ガス，酸素の貯槽に対し，１ｍ又は最大直径の和の１/４のいずれか大なる距離が確保されている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貯　槽　名 | 法定距離 | 実　際 |
| （　　　　　　）と（　　　　　　） | 　　　　　ｍ | 　　　　　ｍ |
| （　　　　　　）と（　　　　　　） | 　　　　　ｍ | 　　　　　ｍ |

２ 規定距離を満足しない既存製造設備に係る貯槽については，一般則又は液石則に定められる水噴霧装置等が設置され，規定の放射水量等が確保されている。また，外観及び機能に異常がない。 また， 貯槽の最大直径の和の１/４に満たない場合にあっては，規定の数量以上の能力が確保され，機能に異常がない。【別紙８】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 貯 槽 名 | 断熱構造区分 | 水噴霧装置等 | 法定水量等 | 実　際 |
|  |  | 水噴霧散水 | （　　　　　）　 　Ｌ/(min･m2) | （　　　　　）　　Ｌ/(min･m2) |
|  |  | 水噴霧散水 | （　　　　　）　 　Ｌ/(min･m2) | （　　　　　）　　Ｌ/(min･m2) |
|  |  | 消火栓 | 1個/(　　　)ｍ2 | (　　　　)個/ 　(　　　　 )ｍ2 |
|  |  | 消火栓 | 1個/(　　　)ｍ2 | (　　　　)個/ 　(　　　　 )ｍ2 |

３ 水噴霧装置等の操作位置は，当該貯槽の外面から15ｍ以上離れた安全な位置である。　　　　　　　　　　　　　 実際　：　 　 ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面作動記録 | 適・否該当なし |  |
| 燃特不 | 第5条第1項 第14号【火気取扱施設　までの距離】 | １ 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備は，その外面から火気を取り扱う施設まで，８ｍ以上の距離が確保されている。（　　　　　　）から（　　　　　　）まで　実際： 　 ｍ２ 規定距離に満たないものは，下記のいずれかの措置が講じられており，外観及び機能に異常がない。(1)高さ2ｍ以上の［防火壁・障壁］による迂回水平距離 (8ｍ以上) の確保　　　　　　　　　　　　実際　：　 　 ｍ(2)火気を使用する場所が不燃性の建*物*の場合，8ｍ以内にある当該建物の開口部を防火戸，又は網入ガラスにより閉鎖(3)可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視作動記録 | 適・否該当なし |  |
| 燃毒酸素 | 第5条第1項 第15号【気密な構造】 | 可燃性ガス，毒性ガス及び酸素のガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）の漏えい試験の結果，異常がない。【別紙１】○ 前回からの変更　あり・なし | 発泡液検知器放置法 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第16号【材料】 | ガス設備（可燃性ガス，毒性ガス及び酸素以外のガスにあっては高圧ガス設備に限る。）に使用する材料は，ガスの種類，性状，温度，圧力等に応じ，当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し，安全な化学的成分及び機械的性質を有するものである。○ 前回からの変更　あり・なし | 記録図面 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第17号【耐圧性能】 | １ 高圧ガス設備の外観に異常がない。２ 高圧ガス設備に対し，適切に開放検査期間を設定している。３ 内部の目視検査，非破壊検査，耐圧試験の結果，異常がない。【別紙２】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機器の種類 | 総　　数 | 開放基数 | 補修基数 |
| 球形タンク |  |  |  |
| 貯槽（球形以外） |  |  |  |
| 塔類（上記以外） |  |  |  |
| 槽類（上記以外） |  |  |  |
| 熱交換器類 |  |  |  |
| 回転機類 |  |  |  |
| そ　の　他 |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

４ 配管系は，類似の腐食形態範囲(腐食系)単位で管理している。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視非破壊耐圧 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第18号【気密性能】 | 高圧ガス設備の気密試験の結果，異常がない。【別紙３】○ 前回からの変更　あり・なし | 発泡液検知器放置法 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第19号【強度】 | １ 高圧ガス設備の肉厚測定値に異常がない。【別紙４】２ 肉厚測定箇所は，使用環境，目視検査結果等を考慮し選定している。○ 前回からの変更　あり・なし | 目　視測　定 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第20号【温度計】【常用の温度の範囲に戻す　措置】 | １ 高圧ガス設備の温度計の外観に異常がない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設置数： 基２ 精度検査又は代替比較検査の結果，異常がない。【別紙５】３ 常用の温度を超えた場合に，直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができる措置の機能に異常がない。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象設備 | 常用の温度の範囲内に戻す措置 |
|  |  |

○ 前回からの変更　あり・なし | 目視精度代替比較作動 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第21号【圧力計】【安全装置】 | １ 高圧ガス設備の圧力計の外観に異常がない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設置数： 基２ 精度検査又は代替比較検査の結果，異常がない。【別紙６】３ 安全装置の外観に異常がない。　　　　安全弁 設置数 ： 基　　　その他の安全装置( 　　)設置数 ： 基４ バネ式安全弁等の作動に異常がない。【別紙７】○ 前回からの変更　あり・なし | 目視精度代替比較作動 | 適・否該当なし |  |
| 燃毒特不 | 第5条第1項 第22号【放出管】 | １ 安全装置（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。）のうち，安全弁・破裂板の放出管（開口部を含む。）に異常がない。２ 放出管開口部の位置は適切である。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＊ | 設置場所 | 基準 |
|  | 可燃性ガスの貯槽 | [地盤面から５ｍ，貯槽頂部から２ｍ]以上の高さであって，周囲に着火源等のない安全な位置実際の高さ：　　　　ｍ |
|  | 毒性ガスの高圧ガス設備,貯蔵設備等 | 除害のための設備内 |
|  | その他の設備 | 近接する建築物，工作物の高さ以上の高さで，周囲に着火源等のない安全な位置 |

○ 前回からの変更　あり・なし | 目視測定記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第23号【 基　礎 】 | １ 地盤の許容支持力度が高圧ガス設備(内容物を含む)及び基礎による単位面積当たりの荷重以上である。２ 貯槽（100ｍ3 又は１ｔ以上のものに限る。）の支柱又は底部若しくは架台は，同一の基礎にアンカーボルト等により緊結されている。３ 基礎，支持構造物等に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視記録確認記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第24号【耐震設計構造】 | １ 耐震設計構造物([ 塔 ・ 貯槽 ・ 配管 ]並びにそれらの支持構造物及び基礎)は，地震の影響に対して安全な構造である。重要度Ⅰａ，Ⅰの設備数：貯槽：　　　　基　塔：　　　基重要度Ⅱ　，Ⅲの設備数：貯槽：　　　　基　塔：　　　基２ 上記の基礎，支持構造物等に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 記録確認目視記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第25号【監視装置】 | １ 特殊反応設備の温度，圧力，流量又はガスの密度・組成等の監視装置のうち，２以上が設置され，その外観に異常がない。　　　 　 　　　　　　　　　　　特殊反応設備数： 基

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 監視装置 | 検出部の設置個所等 | 設置数 |
|  | 温度監視装置 | 異常を的確に把握可能な箇所に十分な数 |  個 |
|  | 圧力監視装置 | 圧力区分ごとに２箇所以上 |  個 |
|  | 流量監視装置 | 原料送入系統ごとに１箇所以上 |  個 |
|  | ガス密度・組成等監視装置 | 的確に把握可能な箇所に１個以上 |  個 |

２ 上記のうち，異常事態を最も早期に把握できるものは，（ ）であり，自動記録式装置の機能に異常がない。３ 警報装置は計器室で感知でき，機能に異常がない。４ 保安電力を保有している。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第26号【危険状態防止措置】 | １ 特殊反応設備には，その設備が危険な状態になることを安全に，かつ，有効に防止するための措置が講じられており，その外観に異常がない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 装　置　名 | ＊ | 装　置　名 |
|  | 原材料供給遮断装置 |  | 冷却用水の供給装置 |
|  | 内容物放出装置 |  | 反応停止剤供給装置 |
|  | 不活性ガス供給装置 |  | その他 （ 　　　　 ） |

２ 上記のうち，最も有効なものは（ ）であり，［遠隔操作・自動作動］できるものである。３ 上記の措置が正常に作動する。【別紙９】○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
| 燃毒酸素 | 第5条第1項 第27号【緊急遮断措置(特殊反応設備等)】 | １ 貯槽を除く以下の高圧ガス設備には，次の区分により，緊急時に安全，かつ，速やかに遮断するための措置（緊急遮断装置）が講じられ，緊急遮断に支障がない状態である。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 高圧ガス設備の種類 | 設備の数 | 遮断弁の数 |
|  | 特殊反応設備及び類似設備 | 　　基 | 　　　個　 |
|  | 燃焼熱量250ＧＪ以上の設備 | 　　基 | 　　　個 |
|  | 停滞量30ｔ以上の毒性ガスの設備 | 　　基 | 　　　個 |
|  | 停滞量 100ｔ以上の酸素の設備 | 　　基 | 　　　個 |
|  | 停滞量 100ｔ以上の可燃性ガスの設備（上記２以外） | 　　基 | 　　　個 |
|  | 製造の主要な工程に係る２以上の高圧ガス設備（上記の数値を超えない区分ごと） | 　　基 | 　　　個 |

２［計器室操作・自動作動］に異常がなく，確実かつ速やかに遮断操作が可能である。３ 作動検査の結果異常がなく，弁座漏えい量は保安上支障のない量である。【別紙９】○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動弁座漏れ | 適・否該当なし |  |
| 燃毒 | 第5条第1項 第28号【緊急移送設備】 | １ 次の高圧ガス設備に緊急移送設備が設けられており，外観に異常がない。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | 高　圧　ガ　ス　設　備　の　種　類 |
|  | 特殊反応設備 |
|  | 燃焼熱量が50.2ＧＪを超える高圧ガス設備（貯槽を除く。） |
|  | 緊急遮断装置を設置すべき製造の主要な工程に属する高圧ガス設備 |

２ 緊急移送設備は，当該設備が設置されている区間内の保有ガス量を二次災害に至らない間に移送可能なものである。３ 緊急移送設備は，移送した内容物をその種類，量，性状等に応じ［燃焼・除害廃棄・貯槽等への移送・放出］により安全に処理できるものである。４ 緊急移送設備には，空気流入防止及びドレン滞留防止のための措置が講じられている。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視図面 | 適・否該当なし |  |
| 燃特不 | 第5条第1項 第29号【貯槽の識別措置】 | １ 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽を容易に識別できるような措置が講じられており，外観に異常がない。(1)特定液化ガス以外の可燃性ガスの貯槽　　貯槽数： 　基　［直径の1/10以上の幅で帯状に赤色塗装・容易に剥がれ難い標紙を添付］［ガス名を朱書・容易に剥がれ難い標紙を添付］(2)特定不活性ガスの貯槽　　　　　　　　　貯槽数： 　基　［直径の1/10以上の幅で帯状に橙色塗装・容易に剥がれ難い標紙を添付］［ガス名を橙色書・容易に剥がれ難い標紙を添付］　(3)特定液化石油ガスの貯槽　　　　　　　　貯槽数： 　基特定液化石油ガスである旨の朱書２ 地下に埋設された貯槽の標識の外観に異常がない。埋設貯槽数：　　　　基○ 前回からの変更　あり・なし | 目視 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第31号第32号【温度上昇防止　　　措置】 | １　液化ガス貯槽（可燃性若しくは毒性ガスの貯槽，又はその他のガスの貯槽であって可燃性ガス貯槽又は可燃性物質を取り扱う施設の周辺にあるもの。）には，断熱構造の区分に応じ，散水装置等が設置されており，外観及び機能に異常がない。【別紙８】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象貯槽名 | 断熱構造区分 |  散水装置＊(Ｌ/(min･m2 ))  | 消火栓＊ |
|  | なし |  | 法定：５実際： 　　  |  | 法定: １ 栓/ 50ｍ2実際：　 栓/ 　ｍ2 |
|  | 準耐火 |  | 法定：2.5実際： 　　  |  | 法定: １ 栓/100ｍ2実際：　 栓/　 ｍ2 |

２　圧縮ガス貯槽に対する［消火栓・消防ポンプ車］が設置されている。３　30分間以上連続して放水できる水量が確保されている。 必要水量(法定)： 　ｍ3 ，必要水量(仕様)： 　 ｍ3保有水量： 　 ｍ3４　耐熱措置及び冷却措置の操作位置は，貯槽及びその支柱の外面から５ｍ以上離れた安全な位置である。実　際： 　 ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第33号【液面計】 | １ 液化ガスの貯槽には，液面計が設置されており，外観に異常がない。２ ガラス液面計には，破損を防止するための措置が講じられており，外観に異常がない。３ 可燃性ガス，毒性ガス及び特定不活性ガスの貯槽とガラス液面計とを接続する配管には，自動式及び手動式の止め弁が設置されており，正常に作動する。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
| 燃 | 第5条第1項 第34号【負圧防止措置】 |  可燃性ガス低温貯槽には，圧力計，圧力警報設備及び［真空安全弁・均圧管・圧力連動冷凍制御設備・圧力連動送液設備］が設けられ，外観及び機能に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
| 燃毒酸素 | 第5条第1項 第35号【流出防止措置】 | １ 500t以上の可燃性ガス，５ｔ以上の毒性ガス又は1000t以上の酸素の液化ガスの貯槽には，防液堤又はこれと同等以上の効果のある施設（ 　　　　 ）が設置されており，外観に異常がない。２ 集合防液堤には，間仕切りが設けられている。 間仕切り高さ： ｍ３ 防液堤の容量は規定以上であり，階段等が規定数以上設けられている。 防液堤の容量　　法定： ｍ3　　実際： 　 ｍ3 防液堤の高さ： ｍ，　防液堤の外周長： ｍ 階段の設置数： 箇所○ 前回からの変更　あり・なし | 目視測定記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第36号【防液堤内外の　設置制限】 | 　 防液堤の内側及び外面から規定の距離以内には，大臣が定めるもの以外の設備，施設が設置されていない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＊ | 貯槽の種類 | 外面からの距離 |
|  | 1000t以上の可燃性ガス，酸素の貯槽 | 10ｍ |
|  | 1000t未満の可燃性ガスの貯槽 |  ８ｍ |
|  | 毒性ガスの貯槽 | 大臣が定める距離Ｌ(　)： ｍ |

○ 前回からの変更　あり・なし | 目視測定記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第37号【貯槽の埋設】 | 　 特定液化石油ガスの貯槽で大臣が指定するものは，地盤面下に埋設されている。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第38号【埋設貯槽】 | １ 地盤面下に埋設されている特定液化石油ガスの貯槽は，貯槽室に設置され，必要な措置が講じられている。貯槽室に設置されていない場合は，腐食防止措置を講じられた貯槽が地盤面に固定され，かつ，重量物の荷重に耐える措置が講じられている。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | 方　　　式 |
|  | (1)貯槽の周囲に乾燥砂を詰める方式 |
|  | (2)貯槽を水没させる方式 |
|  | (3)貯槽室内を強制換気する方式 |

２ 上記(1)にあっては，砂の乾燥状況，浸透水及び電位測定値に異常がない。３ 上記(3)にあっては，ピット内の乾燥状況，ガス漏えい検知警報設備の作動等に異常がない。４ 地盤面と貯槽頂部との距離は，0.6ｍ以上確保されている。実際：　　　　ｍ５ 二以上隣接して設置する貯槽の相互間は１ｍ以上の間隔がとられている。　　　　　　　　　　　　 実際：　　　　ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 目視測定記録確認作動記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第39号【埋設貯槽】 | １ 貯槽の地盤面下部分に腐食防止措置が講じられ，異常がない。２ 電気防食貯槽の対地電位の測定値に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視測定記録作動 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第40号【置換措置】 | １ アルシン等（ガス名： ）の製造設備(当該ガスの通る部分に限る。)は，その内部のガスを [ 不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換・真空排気 ]できる構造であり，外観に異常がない。２ アルシン等のうちの一の種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は，他の種類のガスその他流体（当該一の種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるものに限る。）に係る不活性ガスの供給配管と系統が別である。 ［相互に反応するガス］（　　　　　　　）と（　　　　　　　）○ 前回からの変更　あり・なし | 目視図面記録 | 適・否該当なし |  |
| 毒 | 第5条第1項 第41号【 接　合 】 | １ 毒性ガスのガス設備に係る配管，管継手及びバルブの接合は溶接によるものである。２ 溶接が適当でない場合は，保安上必要な強度等を有するフランジ接合又はねじ接合である。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | フランジ・ねじ接合継手による接合箇所 |
|  | しばしば分解して，清掃，点検，修理をしなければならない箇所 |
|  | 特に腐食が起こりやすいことにより，当該部分をしばしば点検又は交換する必要のある箇所 |
|  | 定期的に分解して内部の清掃，点検，修理をしなければならない反応器，塔槽，熱交換器又は回転機械と接合する箇所 |
|  | 修理，清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所 |

フランジ接合：　　　　箇所　　　ねじ接合：　　　　箇所○ 前回からの変更　あり・なし | 図面記録 | 適・否該当なし |  |
| 毒 | 第5条第1項 第42号【二重管】 | １ 毒性ガス設備に係る配管のうち，配管内の滞留ガス量に対応する保安物件までの距離が不足する部分は二重管であり，外観に異常がない。 　 第一種設備距離　法定： 　ｍ　実際：　　　ｍ 　 第二種設備距離　法定： 　ｍ　実際：　　　ｍ２ 二重管の外層管は，その内径が内層管の外径の1.2倍以上であり，材料・強度は基準に適合するものであり，外観に異常がない。３ 内層管と外層管との間には，ガス漏えいを検知警報する措置が講じられ，機能に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
| 燃毒酸素 | 第5条第1項 第43号【貯槽のバルブ】 | １ 可燃性ガス，毒性ガス及び酸素の貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であって，当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けた配管（当該ガスを送り出し，又は受け入れるために用いられるものに限り，かつ，貯槽と配管との接続部を含む。）には，貯槽の直近にバルブ（使用時以外は閉鎖）のほか，１以上のバルブ（次号の規定により設置するバルブを除く）が設けられている。２ 上記１のバルブの外観に異常がなく，かつ，良好に作動する。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
| 燃毒酸素 | 第5条第1項 第44号【緊急遮断措置】(貯槽配管) | １ 可燃性ガス，毒性ガス，酸素の液化ガスの貯槽（内容積5,000Ｌ未満のものを除く。）の配管（当該ガスを送り出し，又は受け入れるために用いられるものに限り，かつ，貯槽と配管との接続部を含む。）には，液化ガスが漏えいしたときに安全に，かつ,速やかに遮断するための措置（緊急遮断装置）が講じられており，外観に異常がない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＊ | 貯槽の種類 | 対象貯槽名 |
|  | 可燃性ガス |  |
|  | 毒性ガス |  |
|  | 酸素の貯槽 |  |

２ 上記１の機能が維持されている。また，弁座漏えい量は保安上支障のない漏れ量以下である。【別紙９】３ 操作位置は，当該貯槽から10ｍ以上離れた位置である。実際：　　　　　　ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動弁座漏れ | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第45号【バルブ等の操作のための措置】 | 製造設備に設けたバルブ等には，作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあっては当該操作ボタン等）を適切に操作できる以下の措置が講じられ，外観及び作動状況に異常がない。(1)バルブ等に名称・番号等を明記した標示されるとともに，当該バルブの開閉方向が明示されている。(2)バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には，内部の流体が名称又は塗色で示されると共に，流れ方向が表示されている。(3)特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には，開閉状態を明示する機能が取り付けられ，安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には，施錠,封印等の措置が講じられている。(4)バルブ等を確実に操作するための足場が設けられている。(5)バルブ等の操作に必要な照度が確保されている。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
| 毒 | 第5条第1項 第46号【除害措置】 | １ 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じた適切な拡散防止並びに除害措置が講じられている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | ＊ | 拡散防止措置及び除害措置 |
|  拡 散 防 止 措 置 |  | 水等による希釈，ガスの蒸気圧低下 |
|  | 安全な場所への移送 |
|  | 吸着剤，吸収剤，中和剤等で蒸発気化を抑える |
|  | 基準に適合した建物で覆う(※) |
|  | 障壁，局所排気による拡散防止 |
|  | 吸収，中和，吸着，移送，燃焼による拡散防止 |
|  | 集液溝，防液堤によるガスの流出防止 |
|  | アルシン等にあっては，常時吸引による拡散防止 |
| 除 害 措 置 |  | 水，吸収剤，中和剤等による吸収又は中和 |
|  | 吸着剤による吸着除去 |
|  | 集液溝等に回収し，安全な製造設備への返送 |
|  | 燃焼設備で安全に燃焼（アンモニア，シアン化水素に限る。） |
|  | アルシン等にあっては，規定に適合する方式 |

拡散防止措置：塩素，ホスゲンの貯槽にあっては(※)による。２ 毒性ガス（アルシン等を除く。）の種類及び設備の状況に応じ，適切な［除害剤散布装置・散水装置・ガスを吸引し除害剤と接触させる装置］が設置されている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | ガスの種類 | ＊ | ガスの種類 |
|  | 塩　　素 |  | 亜硫酸ガス |
|  | ホスゲン |  | アンモニア |
|  | 硫化水素 |  | 酸化エチレン |
|  | シアン化水素 |  | クロルメチル |

３ アルシン等（ガス名：　　　　　　　　　　）の除害のための設備は，通常時及び緊急時に適切に対応できる性能を有するものである。４ 毒性ガス（アルシン等を除く。）の種類等に応じて次の除害剤が規定数量以上保有されている。

|  |  |
| --- | --- |
| 除害剤の種類 | 除害剤の数量 |
| 法 定 | 計 画 |
|  |  |  |

５ 規定数量以上の保護具が適切な場所（ ）に常備されている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保護具の種類 | 数量 | 保護具の種類 | 数量 |
| 法定 | 実際 | 法定 | 実際 |
| 空気呼吸器送気マスク酸素呼吸器 | 　 個 | 　 個 | 隔膜式防毒マスク | 　 個 | 　 個 |
| 　 個 | 　 個 | 保護手袋及び長靴 | 　 個 | 　 個 |
| 　 個 | 　 個 | 保護衣 | 　 個 | 　 個 |

６ 上記１から４の外観及び機能に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
| 燃特不 | 第5条第1項 第47号【静電気除去措置】 | １ 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備等は確実に接地されており，外観に異常がない。２ 接地抵抗値は，総合100Ω（避雷設備を設けたものは10Ω）以下である。【別紙１１】○ 前回からの変更　あり・なし | 目視測定 | 適・否該当なし |  |
| 燃 | 第5条第1項 第48号【電気設備】 | 　 可燃性ガス（アンモニア及びブロムメチルを除く。）の高圧ガス製造設備に係る電気設備は，その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有するものであり，外観に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視 | 適・否該当なし |  |
| 燃毒 | 第5条第1項 第49号【インターロック】 | １ 可燃性ガス若しくは毒性ガスの製造設備又はこれらの製造設備に係る計装回路には，高圧ガスの種類，温度，圧力等に応じ，保安上重要な箇所に誤操作防止又は異常運転に対し，自動的に原材料の供給を遮断する等の機構が設けられ，外観に異常がない。２ インターロック機構の機能に異常がない。【別紙１０】

|  |
| --- |
| インターロック機構の概略　 |
|  |

○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第50号【保安電力等】 | １ 対象設備に対し，停電等により当該設備の機能が失われることのないよう，措置が講じられている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＊ | 設　備 | 保安電力等の種類 |
|  | 自動制御装置 |  |
|  | 緊急遮断装置 |  |
|  | 散水装置 |  |
|  | 防消火設備 |  |
|  | 冷却水ポンプ |  |
|  | 水噴霧装置 |  |
|  | 毒性ガス除害設備 |  |
|  | 非常照明設備 |  |
|  | ガス漏えい検知警報設備 |  |
|  | 通報設備 |  |

３ 上記設備の外観及び作動に異常がない。また，その周囲に異常がない。４ 上記設備のうち，通常電池を使用するものにあっては，使用可能な予備電池が保有されているか，常に充電されている。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視図面作動記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第51号【滞留しない構造】 | 　 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は，ガスが漏えいした場合に滞留しない構造であり，外観及び作動状態に異常がない。　　　　　　室の数：　　　　室（ガス名：　　　　　　）の対空気比重（ 　 ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＊ | ガスの比重 | 構 造 |
|  |  １ ＞ | 十分な面積を有した開口部を２方向以上 |
|  |  １ ＜ | 床面に開口部が接している上記のもの |
|  |  １ ＞ | 換気装置を設置 |
|  |  １ ＜ | 吸引口を床面近くに設置した換気装置 |

○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
| 毒 | 第5条第1項第52号【識別措置】【危険標識】 | １ 毒性ガスの製造施設である旨を容易に識別できる識別標識が当該製造施設の区画の見やすい場所に掲げられており，外観等に異常がない。２ 毒性ガスの漏えいしやすい箇所に危険標識が掲げられており，外観に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視 | 適・否該当なし |  |
| 燃毒特不 | 第5条第1項 第53号【ガス漏えい　検知警報設備】 | １ ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所・設置数は，適切である。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 設置場所 | 設置基準・法定数 | 実　際 |
|  | 屋内設置の圧縮機，ポンプ，反応設備，貯槽等 | 設備群の周囲１個/10ｍ以上 | 　　個 | 　　個 |
|  | 屋外設置の圧縮機，ポンプ，反応設備，貯槽等 | 設備群の周囲１個/20ｍ以上 | 　　個 | 　　個 |
|  | 特殊反応設備の周囲 | 設備群の周囲１個/10ｍ以上 | 　　個 | 　　個 |
|  | 加熱炉等火源を含む施設の周囲 | 設備群の周囲１個/20ｍ以上 | 　　個 | 　　個 |
|  | 計器室の内部 | １個以上 | 　　個 | 　　個 |
|  | 毒性ガスの充塡用接続口 | １個以上 | 　　個 | 　　個 |

２ 検出部の設置高さは，ガスの比重等に対し適切な高さである。３ 警報を発する場所は，関係者が常駐する場所（　　　　　）である。４ 外観に異常がない。５ ガスの検知及び警報の機能に異常がない。【別紙１２】○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
| 燃毒酸素特不三フッ化窒素 | 第5条第1項 第54号，第54号の２【防消火設備】 | (防火設備；可燃性ガス，毒性ガス，酸素の製造施設)１ 防火設備の外観及び機能に異常がない。【別紙１３】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 対 象 設 備 | 散水設備 | 放水砲 | 固定式放水銃 | 移動式放水銃 | 消火栓 |
|  | 特殊反応設備 |  基 | － | － | － | － |
|  | 上記設備の周囲10ｍ以内の非耐火設備 |  基 | － | － | － | － |
|  | 地上高20ｍ以上の設備 |  基 |  基 | － | － | － |
|  | 地上高６ｍ以上20ｍ未満の設備 |  基 |  基 |  基 | － | － |
|  | その他の設備 |  基 |  基 |  基 |  基 | － |
|  | 対象設備のある地域半径40ｍの円区画 | － | － |  基 |  － |  基 |
|  | 可燃性ガス，酸素の取扱設備の付近の分解炉，加熱炉等 | スチームカーテン等　　　　　　基 |

(消火設備；可燃性ガス，毒性ガス，酸素又は特定不活性ガス)２ 消火設備（消火器）が設けられており，使用可能な状態である。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 対象設備 | 法　　定 | 実際 |
|  | 貯槽以外の貯蔵設備，処理設備，容器置場 | 停滞量10ｔ(特定不活性ガスの場合20ｔ)につき消火器１個※最低3個(特定不活性ガスの場合2個)停滞量：　　　　ｔ 設置数： 　 個 | 　　　個 |
|  | 防液提設置貯槽 | 歩行距離75ｍ以下ごとに消火器３個以上歩行距離：　　　ｍ 設置数： 　　 個 | 　　　個 |
|  | その他の貯槽 | 消火器３個以上 | 　　　個 |

注　消火器は，能力単位B-10以上の粉末消火器とする。３ 建屋内で２によらない場合，不活性ガス(特定不活性ガスを除く)等による拡散設備等が設置され，機能に異常がない。４ 三フッ化窒素の高圧ガス設備には，２に加え，［不活性ガス(特定不活性ガスを除く)等による拡散設備等の適切な消火設備・上記１による防火設備］が設置され，機能に異常がない。(防消火用水供給設備：第62号)５ 防消火用水を最も多量に必要とする製造施設（最大製造施設）及びその隣接する製造施設のうち防消火用水を最も多量に必要とする製造施設に対し，30分以上連続して供給できる水量が確保されている。最大製造施設に必要な水量　　：　　　　　ｍ3＋　　隣接の製造施設に必要な水量　：　　　　　ｍ3　　　　 　　　　　　　　　　　　合 　計　　：　　　　　ｍ3 ポンプの能力：　　　　　ｍ3/ｈ，保有水量：　　　　　　ｍ3６ 操作場所と対象設備との距離は15ｍ以上である。　実際：　　　　　ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第55号【ベントスタック】 | ベントスタックの位置，高さ等は次のとおりであり，外観等に異常がない。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊ | ベントスタックの種類 | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) |
|  | 可燃性ガス・緊急用 |  | － |  |  |  |  |
|  | 毒性ガス・緊急用 | － |  |  | － |  |  |
|  | 可燃性ガス・緊急用以外 |  | － |  |  |  |  |
|  | 毒性ガス・緊急用以外 | － |  |  | － |  |  |

許容濃度：　　　　ppm　，最大着地濃度：　　　　ppm ，％(1)着地濃度を爆発限界未満とするに十分な高さである。(2)除害措置（第46号のとおり。）を講じ，放出されたガスの着地濃度が許容濃度値以下となる(3)作業場，通路から10ｍ(緊急用以外のものにあっては５ｍ)以上離れた位置(4)静電気，落雷等による着火防止及び消火措置（緊急用以外のものにあっては，消火措置）(5)ドレンの滞留を防止するための措置(6)液化ガスが同伴して放出され，又は急冷されるそれがある場合，気液分離器（緊急用以外のものにあっては，液化ガスが同伴することがない措置）○ 前回からの変更　あり・なし | 目視図面確認記録確認記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第56号【フレアースタック】 | １ フレアースタックの燃焼能力は，緊急移送設備によって移送されるガスを安全に燃焼できるものである。２ フレアースタックは，直下における輻射熱が4.65ｋＷ/㎡以下となる高さ及び位置である。　　　　　　実際：　　　　　ｋＷ/㎡３ 輻射熱が4.65ｋＷ/㎡を超える区域には，立入りできない措置が講じられている。４ フレアースタックの材質及び構造は，最大熱量に長時間耐え得るものである。５ フレアースタックには，［パイロットバーナー・常時作動できるような自動点火装置］が設けられ，外観等に異常がない。６ フレアースタックには，逆火及び爆発防止の機構が設けられており，外観等に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視図面確認記録確認記録 | 適・否該当なし |  |
| ｱｾﾁﾚﾝ | 第5条第1項 第58号【破裂防止措置】 | １ 圧縮アセチレンガスを容器に充塡する場所及び容器置場には，固定式配管の散水装置を設置し，外観及び機能に異常がない。【別紙12】２ 当該施設と散水装置の水源との距離は100ｍ以下，水源水量は20ｍ3以上，送水量は0.8ｍ3/min以上である。３ 散水装置の主管には，安全な箇所に消防ポンプ自動車のホースと接続することができる枝管を１箇所以上設けている。４ 散水装置は，20 Ｌ/(ｍ2･min) 以上の散水能力を有し，散水単位ごとに単独で散水できるものである。５ 散水装置の操作は，安全な場所で容易に行うことができる。６ 散水装置の電源は受電設備からの専用線とし，散水配管は識別できるように塗色され，異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視　　作動 | 適・否該当なし |  |
| 三フッ化窒素 | 第5条第1項 第58の2号【破裂防止措置】 | １ 三フッ化窒素を車両に固定し，又は積載した容器に充塡する場所及び当該ガスの充塡容器に係る容器置場には，火災等の原因により車両に固定した容器が破裂しないような措置が講じられ，外観に異常がない。２ 三フッ化窒素を充塡する場所と隣接する車両に固定した容器等に充塡する場所又は当該容器の容器置場と隣接する充塡場所の間には，三フッ化窒素を含む空気の中で燃焼しにくい材料の壁又は仕切りを設けられており，外観に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視図面 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第59号第60号【 障　壁 】 | １ 次の設備の間に障壁が設けられ，外観に異常がない。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | 障壁設置場所 |
|  | 圧縮機と圧縮アセチレンガスの充塡場所 |
|  | 圧縮機と圧縮アセチレンガスの容器置場 |
|  | 圧縮アセチレンガスの充塡場所と当該ガスの容器置場 |
|  | 圧縮機と圧縮ガス（圧力10ＭＰａ以上）の充塡場所 |
|  | 圧縮機と圧縮ガス（圧力10ＭＰａ以上）の容器置場 |

２ 障壁は，［鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板］製で，十分な強度を有するものであり，外観に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視 | 適・否該当なし |  |
| 燃 | 第5条第1項 第61号【計器室】 | １ 計器室は，下記の設備から15ｍ以上離れた安全な位置にある。実際：　　　　ｍ(1)特殊反応設備(2)特殊反応設備に配管で直結した処理設備のうち，緊急遮断装置で遮断されていないもの(3)燃焼熱量の数値が50.2ＧＪ以上となる高圧ガス設備２ 計器室は耐火構造とし，出入口を２箇所以上設け，そのうち１箇所は危険な箇所に面していないものである。３ 内装材は不燃性材料を使用し，窓は［網入り・強化］ガラスである。また，窓は保安上必要なもの以外，製造設備に面していない。４ 規定のガス（　　　　　　）の製造施設に係る計器室は，漏えいしたガスの侵入を防止する保圧構造であり，扉は二重構造とし，吸入口を製造設備の反対方向に空気吸入装置が設けられている。５ 上記２から４の外観等に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面記録 | 適・否該当なし |  |
| 燃毒酸素　 | 第5条第1項 第62号【保安用　不活性ガス等】 | １ 緊急時に必要とする数量及び圧力の窒素その他の不活性ガス又はスチームを保有するか，これらの供給を確実に受けられる措置が講じられ，外観等に異常がない。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | 保安用不活性ガスの種類・数量 |
|  | （ 　　　　　　　　）を必要量　　　　　　　　ｍ3 に対し実際　　　　　　　　ｍ3　保有 |
|  | （ 　　　　　 　　）を必要量　　　　　　　　ｍ3 に対し（　　　　　　　　　　）から実際　　　　　　　　ｍ3　受入れ |

２ 第54号の規定により設けられた防消火設備の作動のために必要な水量を常時保有している。(第54号に記載のとおり。)３ 供給設備は安全な位置に設置され，かつ保安電力等が設けられている。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第63号【通報設備】 | 事業所の規模及び製造施設の態様に応じ，緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置が講じられ，外観及び機能に異常がない。

|  |  |
| --- | --- |
| 通 報 範 囲 | 通　報　設　備 |
| 保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所・現場事務所相互間 | ［ページング設備・構内電話・構内放送設備・インターホーン］ |
| 事業所内全体 | ［ページング設備・構内放送設備・サイレン・携帯用拡声器・メガホン］ |
| 作業員相互間 | ［ページング設備・携帯用拡声器・トランシーバー・メガホン］ |

※メガホンは事業所内面積が1,500ｍ2以下の場合に限る。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第64号【沈下状況測定】 | １ 沈下状況の測定結果に異常がない。【別紙１４】２ 沈下状況の測定を行わない期間においては，目視検査の結果，異常がない。【別紙１４】○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第65号イ【容器置場の境界線】 | １ 容器置場の範囲は（　　　　　　　　　　　　）により明示され，外観等に異常がない。２ 外部から明瞭に識別できる大きさの警戒標が掲げられ，外観に異常がない。　　　　　　　　　　　実際：　　　　　　個○ 前回からの変更　あり・なし | 目視図面 | 適・否該当なし |  |
| 燃酸素 | 第5条第1項 第65号ロ【容器置場の建屋】 | １ 可燃性ガス及び酸素の容器置場(充塡容器等が断熱材で被覆してあるものを除く)は１階建である。２ 充塡容器等はシリンダーキャビネットに収納されている。３ 圧縮水素（充塡圧力が20 ＭＰaを超えるものを除く。）のみ，又は酸素のみを貯蔵する容器置場は２階建以下である。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第65号ハ【容器置場の保安距離】 | 毒性ガスの容器置場（貯蔵設備であるものを除く。）は，その外面から保安物件（　　　　）に対し，容器置場の面積に応じた距離が確保されている。 　 容器置場の面積 ： ｍ2 　 　 　法定距離 　 ｍ ＝ ｍ　　　　実際： 　 ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第65号ニ【容器置場の保安距離】 | １ 毒性ガス以外の容器置場（貯蔵設備を除く。）はその外面から保安物件（　　　　　　）まで規定以上の距離が確保されている。容器置場の面積 ㎡ 　　 法定距離 ｌ１ ＝ ｍ 実際： 　 ｍ 　 　 法定距離 ｌ２ ＝ ｍ 実際： 　 ｍ２ 上記１のうち，可燃性ガス以外の容器置場で25ｍ2未満のものについては，次の距離を確保した。 　　法定距離 ｌ１ ＝ ｍ 実際： 　 ｍ　 　 　法定距離 ｌ２ ＝ ｍ 実際： 　 ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 測定目視図面 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第65号ホ【容器置場の障壁】 | 容器置場の障壁は，［鉄筋コンクリート・コンクリートブロック・鋼板］製であり，外観に異常がない。 　 　緩和距離 ｌ３ ＝ ｍ 実際： 　 ｍ 　　緩和距離 ｌ４ ＝ ｍ 実際： 　 ｍ○ 前回からの変更　あり・なし | 目視 | 適・否該当なし |  |
| 燃酸 | 第5条第1項 第65号ヘ【容器置場の屋根】 | １ 可燃性ガス，酸素に係る容器置場には，日光を直接遮る措置（［不燃性・難燃性］の材料を用いた軽量の屋根）が講じられ，外観に異常がない。２ 充塡容器がシリンダーキャビネットに収納されている場合，シリンダーキャビネットの外観及び機能に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
| 燃特不 | 第5条第1項 第65号ト【容器置場の　滞留しない構造】 | 　 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は，ガスが漏えいした場合滞留しない構造であり，外観に異常がない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＊ | ガスの比重 | 構 造 |
|  | １ ＞ | 十分な面積を有した開口部を２方向以上 |
|  | １ ＜ | 床面に開口部が接している上記のもの |
|  | １ ＞ | 換気装置を設置 |
|  | １ ＜ | 吸引口を床面近くに設置した換気装置 |

○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第65号チ【容器置場の材料】 | ジシラン，ホスフィン又はモノシランの容器置場には，不燃性又は難燃性の材料が使用されている。（充塡容器等をシリンダーキャビネットに収納した場合を除く。）○ 前回からの変更　あり・なし | 記録確認図面目視作動記録 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第65号リ【容器置場の除害措置】 | １［アルシン等・亜硫酸ガス・アンモニア・塩素・クロルメチル・酸化エチレン・シアン化水素・ホスゲン・硫化水素］の容器置場には，除害のための措置が講じられている。　２　除害措置は［溶媒希釈・移送・拡散流出防止・中和・燃焼・その他（　　　　　）］とし，散布・散水・吸引等の設備が設置されている。３　除害剤は，（　　　　　　　　）に対し，（　　　　 　）を規定数量以上，適切な場所に保管している。４　保護具は，毒性ガスの種類に応じて必要な種類の物を，作業員数に応じて必要な数量以上備え，使用可能な状態で保管している。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視作動 | 適・否該当なし |  |
|  | 第5条第1項 第65号ヌ【２階建の容器置場】 | ２階建の容器置場は，ホ，ヘ（２階部分に限る）及びトによるほか，大臣が定める構造であり，外観等に異常がない。○ 前回からの変更　あり・なし | 目視測定記録 | 適・否該当なし |  |
| 燃酸素特不三フッ化窒素 | 第5条第1項 第65号ル【容器置場の消火設備】 | 停滞量10ｔ（特定不活性ガスにあっては20t）につき消火器１個の消火設備（消火器）が設けられており，使用可能な状態である。　※最低３個(特定不活性ガスにあっては２個) 停滞量：　　　　ｔ　必要数量：　　　　個　 実際： 　 個○ 前回からの変更　あり・なし | 目視 | 適・否該当なし |  |